

	制度名等	実施主体	内容等	流れ等	対象	備考
権利侵害全般	人権相談 ・みんなの人権110番 (高齢者・障害者の人権あしん相談週間を設定し強化期間としている)	法務局 ・法務局職員 ・人権擁護委員	不当な差別、職場・学校でのいじめ、相隣間のトラブル、インターネットでの誹謗中傷・プライバシー侵害など、「これは人権上問題では?」と感じたりすることの相談 相談時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日、12月28日～1月3日、 相談時間外は、留守番電話対応)	①被害の申告・相談 ②調査 ③救済措置 援助(関係機関への紹介、法律上の助言等) 調整(当事者間の関係調整) 説示・勧告(人権侵害を行った者に対して改善を求める) 要請(実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求める) 通告(関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求める) 告発(刑事訴訟法の規定により、告発を行う) 啓発(事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行う) ④処理結果通知・アフターケア	人権侵害を受けた方	人権侵犯事件調査処理規程 人権擁護委員法
	宮城労働局総合労働相談コーナー 個別労働紛争解決制度	宮城県労働局 ※紛争調整委員会は弁護士、大学教授、社会保険労務士等からなる委員会	労働問題に関するあらゆる分野について、労働者・事業者の相談に対応。 労働者と事業主との労働条件等に関する紛争について、あっせん員が、当事者双方の主張の要点を確かめ、当事者間の話し合いを取り持ち、あるいは主張を取りなすことにより、当事者間の自主的な解決を支援	① 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談 ② 都道府県労働局長による助言・指導 ③ 紛争調整委員会によるあっせん ・助言・指導で解決せず、あっせんの申請 ・紛争調整委員会へあっせんを委任、あっせん開始通知 ・あっせん参加・不参加の意思確認	労働者、事業者	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律
福祉サービス	運営適正化委員会 ・苦情解決部門	県社会福祉協議会の第三者委員会 (有識者等の委員からなる)	福祉サービスに関する利用者からの苦情を解決するための相談	①苦情申出 ②助言、事情調査、あっせん ③県知事への通知	福祉サービス利用者	社会福祉法83条
	苦情解決体制	社会福祉事業の経営者	利用しているサービスについての苦情を解決するための相談	①苦情受付担当者に相談 ②サービス改善内容等について話し合い	福祉サービス利用者	社会福祉法82条
障害者虐待	障害者虐待防止相談	仙台市	障害者が虐待を受けている場合の相談・通報	障害者虐待防止相談ダイヤル (365日、24時間体制)	障害のある方	障害者虐待防止法
	宮城県障害者権利擁護センター	宮城県 (宮城県社会福祉士会に委託)	使用者による虐待の相談・通報の受理 その他、虐待防止に関する連絡調整、必要な支援など	面談・電話等による相談。 相談時間 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 (土曜・日曜・祝日、12月28日～1月3日を除く) 相談時間外は、留守番電話、ファクス対応		障害者虐待防止法
その他権利擁護	仙台市権利擁護センター 「まもりーぶ仙台」	仙台市社会福祉協議会	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力の十分でない方が、地域で福祉サービス等を利用しながら自立して生活が送れるよう本人との契約に基づき、金銭管理等のサービスを提供する	面談・電話等による相談。 相談時間 月曜日～金曜日 9時30分～16時00分 (土曜・日曜・祝日、12月28日～1月3日を除く)	知的・精神など判断力の不十分な方	判断能力がなく、契約の出来ない方は成年後見制度の対象
	仙台市成年後見総合センター	仙台市社会福祉協議会 (一部をせんだい・みやぎ成年後見支援ネットに委託)	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が低下した状態になっても、自立した生活が送れるよう、地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度の利用を支援する。	面談・電話・訪問による相談。 相談時間 月曜日～金曜日 9時30分～16時00分 (土曜・日曜・祝日、12月28日～1月3日を除く)	知的・精神など判断力の不十分な方	
相談・支援	障害者110番	宮城県身体障害者福祉協会内 (宮城県の委託)	障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう、身体の影響や財案侵害に関すること、家族や職場での人間関係など、生活全般にわたる様々な相談	電話による相談。 曜日により障害種別等が決まっている 月・水・木・金・土 12:00～17:00 火 定休(留守電とFAXで受付) 日 9:00～17:00	精神・身体・知的	
	障害者相談支援事業所等	仙台市 (委託)	障害のある方やご家族、地域の方々の相談に応じ、訪問等による各種相談や支援活動により、解決方法を一緒に考え、地域での生活支援する。	障害者相談支援事業所数 16か所 その他の相談支援事業 自閉症児者相談センター 2か所、中途視覚障害者支援センター 1か所 障害者就労支援センター 1か所、ひきこもり地域支援センター 1か所 難病サポートセンター 1か所	身体・知的・精神・難病等	
	障害者相談員	仙台市 (市長より委嘱)	身体・知的・精神障害のある方の一般相談・助言		身体・知的・精神・難病・高次脳機能障害	
	聴覚障害者福祉相談員	仙台市 (市長より委嘱)	聴覚障害のある方の福祉の増進を図るため、相談員が相談と助言を行う		身体(聴覚)	
	民生委員児童委員	仙台市 (厚生労働大臣の委嘱)	地域においての各種の相談・支援活動を行う		地域の要援護者等	